



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 23/2012年9月号

発行日：2012年9月18日

残暑が厳しく、9月に入っても暑い日が続きます。昨年も暑かったと思いますが、例年と違うのは、入道雲を目にする日が少ないことです。暑さを回避するキーは、雲にあるかもしれません。

### I. 最新情報（2012年8月1日～2012年8月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年8月 30日	意見	「「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見について	平成24年7月31日に金融庁から「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成24年8月29日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2012年8月 30日	意見	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見について	平成24年7月6日に金融庁から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成24年8月6日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知らせします。	—

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当事項なし

### 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年8月 9日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第47号 「財務諸表の討議 と分析」に対する コメントの提出に ついて	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2012年3月に、公開草案第47号「財務諸表の討議と分析」（Financial Statement Discussion and Analysis）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2012年7月31日付けで、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	—

### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当事項なし

## II. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### 勘定科目の分類

従来から原価計算では、実際原価の計算をするために、原価要素を製造原価要素と販売費及び一般管理費の要素に分類する基準があります。この分類方法は、各社で使用する勘定科目を設定する際参考になりますのでご紹介します（以下「原価計算基準」から抜粋）。

#### （1）形態別分類

形態別分類とは、財務会計における費用の発生を基礎とする分類、すなわち原価発生の形態による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを材料費、労務費及び経費に属する各費目に分類する。

#### （2）機能別分類

機能別分類とは、原価が経営上のいかなる機能の為に発生したかによる分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを機能別に分類する。

#### （3）製品との関連における分類

製品との関連における分類とは、製品に対する原価発生の態様、すなわち原価の発生が一定単位の製品の生成に関して直接的に認識されるかどうかの性質上の区分による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを直接費と間接費に分類する。

#### （4）操業度との関連における分類

操業度との関連における分類とは、操業度の増減に対する原価発生の態様による分類であり、原価要素は、こ

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

の分類基準によってこれを固定費と変動費とに分類する。

#### (5) 原価の管理可能性に基づく分類

原価の管理可能性に基づく分類とは、原価の発生が一定の管理者層によって管理しうるかどうかの分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを管理可能費と管理不能費とに分類する。下級管理者層にとって管理不能費であるものも、上級管理者層にとっては管理可能費となることもある。

## 2. ペーパーフェイスブック

今回も7月に引き続き「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

### テーマ：学校法人の会計及び監査

#### 【疑問】

「86%、46%」この比率数字は、法科大学院及び私立大学の平成24年入試の定員割れ率です。この定員割れの状態が続くと、今後の私立大学経営はどうなるのだろうか？  
また、私学の会計士監査にどのような影響があるのだろうか？

#### 【つぶやき】

私学振興・共済事業団がこの8月に過去最悪レベルとして公表した数字です。18歳未満の少子化に加え経済環境の悪化、そのうえ東日本大震災の影響等があると分析していました。

かつて米国においては1980年前半において日本の現在と同様な傾向を示し公立大学への入学者が増加し私大破綻が懸念された時期がありました、実際は重要な問題を惹起されることなく事なきを得ております。社会人を大学に迎え入るなどが功を奏したと言われております。しかし、この背景には十分な雇用の機会が存在していたことが大きく、現在の日本経済と当時の米国とは違うように思えます。

さて、定員割れが常態化すれば、入学しても4年後に無事卒業できるのかとの不安が増幅し大学の経営は加速度的に悪循環に陥る危険があり、監査の視点からみるとこの実態は、近い将来、私学の破産、解散、再生、合併、設置者変更などの組織の編成替えを連想させます。一般的な傾向として、破産や民事再生法の適用申請などは突如に表面化し一般利害関係者のみならず監査人もその事実を公表まで知り得ないことが大半でしょう。破産であれば学生が納付した前払学納金などは一般債権に分類されるであろうし、再生法適用であれば当面の組織維持に学納金の追加支払も想定できます。つまり学生を含めた利害関係者にとっては大変重要な問題へと発展して行きます。この予測事態を監査人としてどのように理解すべきか考えざるを得ません。

企業監査では「継続企業の前提」として、事業の継続に疑義をもち経営者が相応の改善策を講じたとしても、なお事業継続に重要な疑義が残る場合には所定の開示を行う取扱いがあります、本来それは将来事象の範囲で本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

質的には不確実性の問題で財務諸表の適正性意見には馴染みません。しかし、不確実事象が重要な場合であれば意見を差控えることもありましょう。監査対象主体が少なくとも今後 1 年間は（私立大学の場合は 4 年間なのでしょうか）存続することを前提に適正性意見表明をしているものです。

この実務が私学助成法監査において適用できるのかについては現在のところ明確にされていません。「学校法人問答集（17）」においては、過去に破産等の事例も少なく、判断基準を明示することも困難で、経営者が自主的に懸念を認識しそれに対応している場合には、その概況を注記することが望ましいとしています。また、本年 3 月に公表された学校法人会計をめぐる諸課題の検討会報告においても開示は有用であるが継続検討事項となっています。しかし、冒頭の数字をみると、私学監査においても監査責任の明確化及び利害関係者への情報提供の観点から公益法人監査に導入されたように必要な環境ではないでしょうか。余談ですが、国立大学法人会計基準にはこの規定はありません。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上